

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部改正について

平成 25 年 4 月
人事・恩給局

1. 府令第 1 条第 4 項の規定の趣旨

- 標準的な官職を定める政令（平成 21 年政令第 30 号。以下「政令」という。）及び標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成 21 年内閣府令第 2 号。以下「府令」という。）においては、職制上の段階及び職務の種類に応じ、標準的な官職を定めている。
- 政令表一の項第三欄第一号においては、一般行政の職務の種類のうち、本省内部部局等に置かれる事務次官の属する職制上の段階について規定しており、各省の事務次官以外にも、内閣法制次長や人事院の事務総長等、事務次官に相当する官職について規定しているところ。
- この点、内閣官房に置かれる内閣審議官については、その指揮監督下の組織が政策課題の優先順位等に応じて柔軟に変更され、当該内閣審議官の担当分野ごとに職制上の段階が多少変化する場合があることから、各省の事務次官に相当するものを「内閣審議官のうち内閣府令で定めるもの」として府令に委任している。
- 具体的には、府令第 1 条第 4 項において、人事院規則 9－42（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）第 2 項において省名審議官と同等の号俸とされている内閣審議官を規定している（中心市街地活性化本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部及び地域再生本部に関する事務の処理を掌理するもの、知的財産戦略本部に関する事務の処理を掌理するもの、国家公務員制度改革推進本部の事務局次長に充てられたもの、郵政事業の抜本的な見直しに関する法案の作成業務等の事務の処理を掌理するもの並びに拉致問題に係る総合的な対策を機動的に推進するための本部及び関係府省の連絡会議の事務を掌理するもの）。

2. 今般の改正の概要

（1）地域活性化統合事務局長の所掌事務の追加に伴う改正

事務次官に相当する内閣審議官が充てられる「地域活性化統合事務局長」について、先般、その所掌事務に新たに総合特別区域推進本部に係る事務が追加された（地域活性化のための一元的な事務体制に関する規則（平成 19 年 10 月 9 日内閣総理大臣決定、平成 23 年 8 月 1 日一部改正））ことに伴い、府令第 1 条第 4 項の当該官職に係る規定について所要の改正を行うもの。

（2）郵政民営化推進室の刷新に伴う改正

先般、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 30 号）による改正後の郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 10 条の規定に基づき、内閣官房に郵政民営化推進本部が設置された。これにより、内閣官房に郵政民営化推進室が新たに設置され、既存の郵政改革推進室が廃止された（郵政民営化推進室の設置に関

する規則（平成 21 年 10 月 26 日内閣総理大臣決定、平成 24 年 5 月 8 日一部改正）
ことに伴い、事務次官に相当する内閣審議官が充てられていた「郵政改革推進室長」
が廃止されるとともに、新たに設置された「郵政民営化推進室長」について事務次官
に相当する内閣審議官を充てることとされたことから、府令第 1 条第 4 項の所要の規
定の改正を行うもの。

（3）拉致問題対策本部事務局の刷新に伴う改正

先般、内閣官房に置かれる拉致問題対策本部事務局の設置に関する規則が刷新さ
れた（拉致問題対策本部事務局の設置に関する規則（平成 25 年 1 月 29 日内閣総理大
臣決定）。同規則の中で、既存の拉致問題対策本部事務局が廃止され、新たに拉致問
題対策本部事務局が設置された。）ことに伴い、事務次官に相当する内閣審議官が充
てられていた「拉致問題対策本部事務局長代理」が廃止されるとともに、新たに設置
された「拉致問題対策本部事務局長」について事務次官に相当する内閣審議官を充て
ることとされたことから、府令第 1 条第 4 項の所要の規定の改正を行うもの。

（4）TPP 政府対策本部に置かれる国内調整総括官及び首席交渉官の設置に伴う改正

今般、内閣官房に TPP（環太平洋パートナーシップ）政府対策本部が設置され
（TPP（環太平洋パートナーシップ）政府対策本部の設置に関する規則（平成 25
年 4 月 5 日内閣総理大臣決定）、同本部に置かれる「国内調整総括官」及び「首席交
渉官」が、人事院規則 9-42（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）第 2 項
において、省名審議官と同等の号俸と規定されることとなった。

これを踏まえ、事務次官に相当する内閣審議官を規定している府令第 1 条第 4 号
を改正し、TPP 政府対策本部に置かれる国内調整総括官及び首席交渉官に係る規定
を追加するもの。

（5）府令第 1 条第 4 項を号立てとする改正

今般の改正（TPP 政府対策本部に置かれる国内調整総括官及び首席交渉官の追
加）により、府令第 1 条第 4 項に規定される内閣審議官が 7 つに増えること、また、
所掌事務の根拠を法令に持たない内閣審議官については、その所掌事務を実体的に規
定するために規定ぶりが長くなり、現行のように府令第 1 条第 4 項の規定に追加して
いく形式では規定が煩雑で読みにくくなることから、号立ての形式で内閣審議官を列
挙することとするもの。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

4. その他

本改正については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当す
るため、同条第 1 項（意見公募）の規定は適用されないものである。